

森林環境譲与税の使途について

○交付の目的

令和元年度から譲与が開始された森林環境譲与税は、法令で使途が定められており、市町村には森林整備や担い手対策、木材利用の促進や普及啓発等に関する費用に充てることを目的に国から譲与されます。

○使途の公表

市町村及び都道府県は、森林環境譲与税の使途を公表しなければならないとされています。

○野洲市への交付額

- ・令和7年度 7, 485 千円

○森林環境譲与税の使途

- ・令和7年度

充当事業	内容	充当額（千円）
林道・里山保全事業	森林整備に必要な林道・里山の整備（委託）	550
森林経営管理制度準備作業業務委託	意向調査に向けた合成公図の作成	4,395
市民交流センター木製遊具修繕	木製健康遊具の修繕	353
有害鳥獣駆除事業	有害鳥獣の駆除	682
危険木の伐採①	危険木の伐採を実施	199
危険木の伐採②	危険木の伐採に対する補助を実施	1,000
幼稚園、こども園備品購入	市内幼稚園、こども園に木製備品を導入	306

問合せ先

農林水産課 電話 077-587-6004
